

災害時における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、岡山県知事が、日本放送協会岡山放送局（以下「NHK岡山放送局」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 岡山県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときはNHK岡山放送局に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 岡山県知事は、NHK岡山放送局に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時および送信系統
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 NHK岡山放送局は、岡山県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻および送信系統を、そのつど決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑化をはかるため、岡山県総務部地方課長およびNHK岡山放送局放送部長を連絡責任者とする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、岡山県知事及びNHK岡山放送局が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和41年2月1日から適用する。

この協定を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和41年2月1日

岡 山 県 知 事 加 藤 武 徳
日本放送協会岡山放送局長 奈 須 輝 一

イ 日本放送協会岡山放送局による緊急警報放送システムの実施に伴う確認書

岡山県と日本放送協会岡山放送局（以下「NHK」という。）とは、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条及び昭和41年2月1日付けで、岡山県知事と日本放送協会岡山放送局長が締結した「災害時における放送要請に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、NHKが行う緊急警報放送システムを利用した放送の実施の方法について次のとおり確認するものとする。

1 定義

この確認書でいう「緊急警報放送システム」とは、待受状態にあるラジオ及びテレビに放送局から緊急警報信号を発信することにより、自動的に受信状態に切り換わり、知事から放送要請のあった法第55条及び第56条の規定に基づく災害に関する情報を受信できるシステムをいう。

2 要請者

NHKに対する放送要請は知事が行う。

3 要請基準

要請基準は次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 法第55条及び第56条の規定に基づく災害に関する情報であること。
- (2) 法第57条に規定する緊急性を要し、かつ通信のための特別の必要があること。

この場合、「緊急性を要する」とは、洪水、市街地大火時等の避難勧告等を行う場合で、緊急事態が切迫し、時間的余裕がない場合をいう。また「通信のための特別の必要がある」とは、NHK以外の他の通信設備の利用ができない場合、又は著しく困難な場合をいう。

4 要請手続

(1) 知事の要請手続

要請基準に該当する事態が生じた場合、知事は別紙様式の文書（以下「文書」という。）によりファックスでNHKに放送要請を行う。

(2) 市町村長の要請手続

- ① 要請基準に該当する事態が市町村において生じた場合、市町村長は文書によりファックスで知事に放送要請を行う。

ただし、文書によることができない場合は口頭で行い文書の提出はその後において行うことができる。

- ② 知事は市町村長からの放送要請に基づきNHKに放送要請を行う。

- ③ 市町村長は県との通信手段がなく知事に放送要請を行うことができない場合、NHKに直接放送要請を行うことができる。

この場合、市町村長は事後速やかに文書で知事に報告する。

5 NHKの対応

NHKは協定の第4条及び第5条の規定に基づき、知事からの放送要請を受けて放送を行う。

6 事務手続及び連絡等

放送要請に必要な事務手続及び連絡等は県地域振興部消防防災課が行う。

7 この確認書は、昭和60年9月1日から実施する。

以上のとおり、確認の締結を証するため、この確認書を2通作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

昭和60年9月1日

岡山県地域振興部長 安宅敬祐

日本放送協会

岡山放送局放送部長 藤野泰和

(別紙様式)

受 信 者 (所 属) (氏 名)	発 信 者 (所 属) (氏 名)
件 名 放送要請について 昭和 年 月 日 時 分 1 要請理由 2 放送事項 別紙のとおり 3 放送希望日時 4 そ の 他 各機関におかれましては放送日時等について，速やかに下記あてご連絡下さい。 連 絡 先 (無 線) (有 線)	

(別 紙)

西日本放送株式会社 (昭和41年2月1日締結)
山陽放送株式会社 (昭和41年2月1日締結)
岡山放送株式会社 (昭和55年6月20日締結)
テレビせとうち株式会社 (昭和41年2月1日締結)
株式会社瀬戸内海放送 (平成5年1月20日締結)

災害時における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第57条の規定に基づき岡山県知事が $\left\{ \begin{array}{l} \text{西日本放送株式会社 (以下「西日本放送」という。)} \\ \text{山陽放送株式会社 (以下「山陽放送」という。)} \end{array} \right\}$ に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 岡山県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため公衆電気通信設備有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは $\left\{ \begin{array}{l} \text{西日本放送} \\ \text{山陽放送} \end{array} \right\}$ に対し行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 岡山県知事は $\left\{ \begin{array}{l} \text{西日本放送} \\ \text{山陽放送} \end{array} \right\}$ に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時および送信系統
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 $\left\{ \begin{array}{l} \text{西日本放送} \\ \text{山陽放送} \end{array} \right\}$ は、岡山県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻および送信系統を、そのつど決定 $\left\{ \begin{array}{l} \text{し、放送するものとする。 (西日本放送)} \\ \text{するものとする。 (山陽放送)} \end{array} \right\}$

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑化をはかるため、岡山県総務部地方課長および $\left\{ \begin{array}{l} \text{西日本放送報道部長} \\ \text{山陽放送報道部長} \end{array} \right\}$ を連絡責任者とする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、岡山県知事および $\left\{ \begin{array}{l} \text{西日本放送} \\ \text{山陽放送} \end{array} \right\}$ が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和41年2月1日から適用する。

この協定を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和41年2月1日

岡山県知事 加藤 武 徳
西日本放送株式会社
社 長 平 井 仁之助
山陽放送株式会社
社 長 巽 盛 三

災害時における放送要請に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき岡山県知事が岡山放送株式会社（以下「岡山放送」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 岡山県知事は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため公衆電気通信設備有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、岡山放送に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 岡山県知事は岡山放送に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び送信系統
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 岡山放送は、岡山県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び発信系統をそのつど決定するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑化をはかるため、岡山県県民生活部消防防災課長及び岡山放送報道部長を連絡責任者とする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、岡山県知事及び岡山放送が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和55年6月20日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、当事者双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和55年6月20日

岡 山 県 知 事 長 野 士 郎
岡山放送株式会社
社 長 岡 崎 林 平

(テレビせとうち株式会社 同文 略)

昭和61年5月1日

岡 山 県 知 事 長 野 士 郎
テレビせとうち株式会社
代表取締役社長 藤 田 正 蔵

災害時における放送要請に関する協定書

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、岡山県知事（以下「甲」という。）が株式会社瀬戸内海放送（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 甲は、法第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び送信系統
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び発信系統をそのつど決定するものとする。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑化を図るため岡山県地域振興部消防防災課長及び瀬戸内海放送岡山本社報道部長を連絡責任者とする。

(雑 則)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、平成5年1月20日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、当事者双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成5年1月20日

甲 岡 山 県 知 事 長 野 士 郎

乙 株式会社瀬戸内海放送

代表取締役社長 加 藤 芳 宏

災害時における放送要請に関する協定書

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき、岡山県知事（以下「甲」という。）が岡山エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第 2 条 甲は、法第 55 条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備又は無線設備により通信することができない場合又は通信することが著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第 3 条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する日時及び通信系統
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第 4 条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第 5 条 第 3 条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡が確実かつ円滑に行われるよう、岡山県総務部消防防災課長及び岡山エフエム放送株式会社編成制作部長を連絡責任者とする。

(雑則)

第 6 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

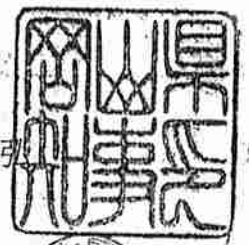
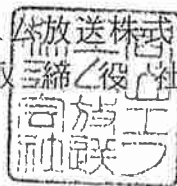
第 7 条 この協定は、平成 14 年 5 月 24 日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、当事者双方記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

平成 14 年 5 月 24 日

甲 岡 山 県 知 事 石 井 正 弘

乙 岡山エフエム放送株式会社
代 表 取 締 役 社 長 出 射 勝 日



災害時における放送要請に関する協定書

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき、岡山県知事（以下「甲」という。）が岡山県ケーブルテレビ振興協議会（以下「乙」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第 2 条 甲は、法第 55 条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備又は無線設備により通信することができない場合又は通信することが著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

第 3 条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する日時及び通信系統
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第 4 条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第 5 条 第 3 条に掲げる放送要請に関する事項の伝送及びこれに関する連絡が確実かつ円滑に行われるよう、岡山県総務部危機管理課長及び岡山県ケーブルテレビ振興協議会事務局長を連絡責任者とする。

(雑則)

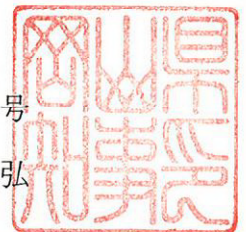
第 6 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第 7 条 この協定は、平成 20 年 9 月 17 日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、当事者双方記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

平成 20 年 9 月 17 日

甲 岡山市内山下二丁目 4 番 6 号
岡山県
岡山県知事 石 井 正 弘



乙 岡山市新屋敷町一丁目 18 号
岡山県ケーブルテレビ振興協議会
会長 高 野 泰 弘

